午前・午後　　時　　分受領

婚　姻　届

令和 7 年 9 月 19 日 届出

愛知県碧南市長　殿

受理　令和　年　月　日	
第　　号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附　票	住民票	通　知

	夫になる人		妻になる人	
(フリガナ)	シンカワ	タロウ	オオハマ	マイナ
(1) 氏名	氏 新川	名 太郎	氏 大浜	名 まいな
生年月日	□昭和 ☑平成 □令和 □( )	元年 4 月 20 日	□昭和 ☑平成 □令和 □( )	3年 1 月 31 日
(2) 住所（住民登録をしているところ）	□同右 愛知県碧南市松本町 28 番地・番 アパート・マンション名等		□同右 愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 番地・番 アパート・マンション名等	
(3) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	愛知県碧南市松本町 28 番地・番 筆頭者の氏名 新川　一郎		愛知県碧南市塩浜町 七丁目135 番地・番 筆頭者の氏名 大浜　湊	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合はその他の欄に書いてください）	夫の父 新川　一郎	続き柄	妻の父 大浜　湊	続き柄
	母 新川　花子	長男	母 大浜　舞衣	二女
	養父	続き柄	養父	続き柄
	養母	養子	養母	養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏	新本籍(左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 愛知県碧南市松本町２８ 番地・番		
(5) 同居を始めたとき	☑令和 □( ) 3 年 8 月	□結婚式はあげていなく、かつ同居もしていない		
(6) 初婚・再婚の別	☑初婚　再婚（□死別 □離別 昭和・平成・令和 年 月 日）		☑初婚　再婚（□死別 □離別 昭和・平成・令和 年 月 日）	
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	□夫 □妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □夫 □妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☑夫 □妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □夫 ☑妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □夫 □妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □夫 □妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8) 夫婦の職業	(国勢調査の年…令和7年4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 08		妻の職業 08	
その他	令和8年4月1日以降は、記載不要 自署した場合は、押印不要			
届出人署名（※押印は任意）	夫 新川　太郎　印		妻 大浜まいな　印	

事件簿番号		連絡先	電話 (0566) 41 - 3311 夫・妻・自宅・勤務先・携帯	定住日	夫 ・ ・ / 妻 ・ ・

夫	□免 □旅 □住 □マ □その他 □無 ( )
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □住 □マ □その他 □無 ( )
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
使者	□免 □旅 □住 □マ □その他 □無 ( ) 氏名 住所
送付	令和 年 月 日

確認済
□ 住所地
□ 本籍地
□ 新本籍

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

証　人（18歳以上の方、2名）		
署名（※押印は任意）	新川　一郎　印	大浜　舞衣　印
生年月日	☑昭和 □平成 □令和 □( ) 41 年 2 月 22 日	☑昭和 □平成 □令和 □( ) 39 年 7 月 7 日
住所	愛知県碧南市松本町 28 番地・番 アパート・マンション名等	愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 番地・番 アパート・マンション名等
本籍	愛知県碧南市松本町 28 番地・番	愛知県碧南市塩浜町 七丁目135 番地・番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1　台湾
2　パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

◎署名は必ず本人が自署してください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。